

タイトル	刑事判例研究 目黒女児虐待死事件、札幌2歳女児虐待死事件
著者	神元，隆賢；KANMOTO，Takayoshi
引用	北海学園大学法学研究，56(4)：91-113
発行日	2021-03-30

判 例 研 究

母子と同居の男が、子を暴行・傷害し十分な食事を与えず衰弱死させ、母もこれを容認していた場合の、男と母の刑事責任に関する近時の事例（目黒女児虐待死事件、札幌2歳女児虐待死事件）

目黒女児虐待死事件

- ①東京地裁令和元年10月15日判決（確定）
（平30（合わ）149号・平30（刑わ）745号・
平30（特わ）1939号：保護責任者遺棄致死、傷害、
大麻取締法違反被告事件）
（2019WLJPCA10156001）
- ②東京高裁令和2年9月8日判決（確定）
（令元（う）1922号：保護責任者遺棄致死被告事件）
（2020WLJPCA09089002）

札幌2歳女児虐待死事件

- ③札幌地裁令和2年10月16日判決（控訴）
（事件番号不明：傷害致死（変更後の訴因傷害致死、
保護責任者遺棄致死）被告事件
（判例集未登載）
- ④札幌地裁令和2年11月20日判決（控訴）
（事件番号不明：保護責任者遺棄致死被告事件）
（判例集未登載）

神 元 隆 賢

①目黒女児虐待死事件・東京地裁令和元年10月15日判決

【事実の概要】

被告人Aは、妻であった分離前の相被告人Bと共に、当時の被告人及びB（以下「被告人ら」という。）方において、被告人らの子であるC（以下「被害児童」という。なお、AとCに血縁関係はない。）らと居住し、平成30年1月下旬頃から、同児に対し、必要十分な食事を与えずに、同児を栄養障害が著しい状態に陥らせるとともに、健常児の平均体重よりも大幅に体重を下回らせてその免疫力を低下させ、細菌感染を惹起しやすい状態にさせたほか、同年2月以降は、手で頭を叩く、蹴る、冷水をかけるなどの暴力を振るうなどの虐待を加えていたものであるところ、その虐待の一環として、同月24日頃から同月26日頃までの間に、前記被告人ら方において、同児（当時5歳）に対し、その身体にシャワーで冷水をかけ、顔面を両手の拳で多数回殴るなどの暴行を加え、よって、同児に全治不詳の左右眼窩上部皮下出血等の傷害を負わせ、平成30年2月27日頃には、同児が嘔吐し、極度に衰弱するのを認めたのであるから、その生存を確保するため、医師の診察などの医療措置を受けさせるなどの保護を与えるべき責任があったにもかかわらず、これを認識しながら、Bと共謀の上、その頃以降、同児に前記虐待を加えていた事実が発覚するのを恐れ、同児にわずかな飲食物を与えるのみで、医師の診察などの医療措置を受けさせず、もって同児の生存に必要な保護を与えず、よって、同年3月2日午後6時59分、東京都目黒区所在の医療センターにおいて、同児を低栄養状態及び免疫力低下に起因する肺炎に基づく敗血症により死亡させた（大麻取締法違反事件は省略する）。

【判旨】

有罪（傷害罪、保護責任者遺棄致死罪、大麻取締法違反（所持）、懲役13年（求刑懲役18年））

「被害児童の体重は、1月4日時点で16.66キログラムであり発育に問題はなく、上京した同月23日時点においても少なくとも同程度の体重で年齢相応の体型と考えられたにもかかわらず、上記のような食事制限の結果、死亡時の体重は約12.2キログラムとなった。1か月余りの間に体重の約25パーセントが失われたことになる上、被害児童は前述

のとおり異常な痩せ方をしていたのであるから、被告人らによる食事制限は明らかに不相当で苛烈なものであった。

また、被告人は、2月以降、被害児童に対し、多数回にわたり判示のような暴力を振るうなどしていたところ、……本件暴行は常習的なものと評価でき、また、本件暴行のみをとっても、執拗で強度のものであった。

そうすると、被害児童に対する被告人らの苛烈な食事制限及び被告人の常習的な暴力という一連の虐待は、被害児童の要保護状態を形成する要因であったといえるだけでなく、本件暴行の態様は前記のとおり執拗かつ強度であり、被害児童に生じた傷害結果は重い。この点は、保護責任者遺棄致死罪における要保護状態を形成した先行行為として前記のとおり考慮しているものの、その態様の悪質さと結果の重さに照らせば、前記先行行為として考慮し尽くせないから、独立の量刑事情として評価する必要もある。

……被告人は、……B及び被害児童が被告人のいない生活を送っている間に、被害児童が食事を一杯食べていたなどと聞いて強い怒りを抱き、……極端な食事制限や以前よりも強い形の暴力を振るうようになった挙句、本件犯行に至った。しかも、被告人は、上京前の二度にわたる児童相談所の関与により、被害児童に対する暴力はもとより食事制限もしつけとして不相当であることを自覚する機会があった。したがって、上京後の食事制限や暴力が、もはやしつけという観点からかけ離れ、自らの感情に任せて行われた理不尽なものであったことは、明らかである。そうすると、弁護人が挙げる連れ子を邪魔に思うとか、愉快犯的に虐待を行ったものではないにせよ、要保護状態を形成することとなった経緯について酌むべき事情があるとはいえない。

……被告人は、前記のとおり、酌めるところのない経緯の下で行った苛烈な食事制限と常習的な暴力という一連の虐待により、被害児童の要保護状態を形成した。また、被告人らは、基本的に被害児童の外出を許さず、2月9日には被告人ら方を訪問した児童相談所の職員に対して応対したBが拒否的な態度を示したことにより、被害児童が外部から救命される可能性が乏しくなり、その生存の維持がひとえに被告人らに委ねられる状況も作り上げ、被告人においても当然にこれを認識していた。それにもかかわらず、被告人らは、2月27日頃において、被害児童に対するそれまでの虐待を加えていた事実が発覚するのを恐れるという、身

勝手極まりない保身の目的から、被害児童に医師の診察などの医療措置を受けさせないという不保護に及んだ。……2月27日頃の時点では、被告人が、数日内に被害児童が死亡するとまでは想定していなかったことがうかがわれ、不保護の期間もそれほど長くはないが、被告人らは、3月2日になり、被害児童に寄り添っていたBがひどくパニックになるほどに被害児童の意識がもうろうとして元気がなさそうであることに気付いた時点では、被害児童の死亡を具体的に想定できたと認められるにもかかわらず、前記の保身の気持ちから、その後に被害児童が意識を失いその心拍の停止に気付いて被告人が119番通報を行う時点まで、被害児童に医療措置を受けさせなかったのであるから、不保護の態様は甚だ悪質というべきである。

……被告人は、このように苛烈な一連の虐待と不保護を通じ、Bの意向に関係なく食事制限を主導し、単独で暴力を振るっていた上、被害児童の要保護状態を認識した後も、Bが病院に連れて行った方がいいのではないかなどと提案しても、これを受け入れず不保護を続けたのであって、被害児童の要保護状態の形成の場面でも、その状態の認識後の不保護の場面でも、主導的で最も重要な役割を果たした。その上、前記のとおり、本件暴行の態様の悪質さと傷害結果の重さに照らせば、傷害の点を前記先行行為としての考慮を超えて独立の量刑事情として評価する必要もある。

……不保護の犯情に関し弁護人が指摘する事情のうち、不保護の期間が長くはない点は、そのことを踏まえても態様が悪質と評価すべきであることは前記のとおりである。また、被告人がバナナやおかゆのほか、経口補水液やブドウ糖を被害児童に与えたり、最後に119番通報をするなど被害児童を完全に放置してはいないことについても、結局は被害児童の反応がなくなり、意識を失う状態になるまで医療措置を受けさせなかったことからすれば、被告人が終始保身の気持ちを優先し、被害児童の生存の確保への思いは二の次であったというべきであるから、これらの事情を、放置の程度が軽いとして量刑を特段軽くするような事情と見ることもできない。

他方で、検察官は、本件を『同罪名中でも比類なく重い』事案と位置付け、従来の量刑傾向から踏み出した重い求刑をするものの、本件がその非道さにおいて社会の耳目を集めた事案であることを踏まえても、同種事案の量刑傾向の中で最も重い部類のもの（以下、単に「最も重い部

類」という。)を超えた量刑をすべきといえるだけの根拠は見いだせず、これに同調することはできない。

当裁判所としては、弁護人が主張するような最も重い部類と比較して一見、軽く見えるような事情はあるものの、それほど重視できないことを前提に、非力で親の下から逃れることのできない児童が本来守ってもらうべき親から虐待を受けるという児童虐待事案に対しては、従前にも増して厳しい非難が妥当し、先例の集積結果に相応の変容を与えることも許容されると考え、本件については、最も重い部類のものとして位置付けた。」。

②目黒女児虐待死事件・東京高裁令和2年9月8日判決

【事実の概要】

被告人Bは、上掲①事件において、平成30年1月下旬頃から、被害児童Cに対し、必要十分な食事を与えずに、同児を栄養失調状態に陥らせるとともに、健常児の平均体重よりも大幅に体重を下回らせてその免疫力を低下させ、細菌感染を惹起しやすい状態にさせたり、夫Aが同児の顔面を手で叩くなどしていることを知りながら、やめるよう言うのみで結果的に容認するなどの虐待等を加えていたものであるところ、同年2月27日頃には、同児が嘔吐し、極度に衰弱するのを認めたのであるから、その生存を確保するため、医師の診察等の医療措置を受けさせるなどの保護を与えるべき責任があったのにもかかわらず、これを認識しながら、Aと共謀の上、その頃以降、同児に虐待等を加えていた事実が発覚するのを恐れ、同児に僅かな飲食物を与えるのみで、医師の診察等の医療措置を受けさせず、もって同児の生存に必要な保護を与えず、よって、同年3月2日午後6時59分、東京都目黒区所在の医療センターにおいて、同児を低栄養状態及び免疫力低下に起因する肺炎に基づく敗血症により死亡させた。

原判決は保護責任者遺棄致死罪（刑219条）の成立を認め、懲役8年（求刑懲役11年）とした。これに対し、弁護人は、原判決には、被告人BがAから長期間かつ過酷・執拗な心理的DVが繰り返された本件において、被告人の強固な心理的支配の程度を明らかにするためには専門家の知見が不可欠であるにもかかわらず、原審弁護人がした精神鑑定請求を却下し、これに代わる原審弁護人請求証人である医師の証言範囲を制

限した原審の訴訟手続の法令違反、及び(1) Bが本件当時、Aによる心理的DVの影響を強く受け、適法行為の期待可能性が著しく減退した状態にあったからであるにもかかわらず、被告人の複雑な心理状態を単純化された短絡的なものと理解してその心理的影響を著しく過小評価した、(2) Bは、被害児童がAにより自宅の浴槽に閉じ込められた状態になっていた2月24日の出来事(以下「浴槽閉じ込め事件」という。)を目撃し、急性ストレス反応による解離性健忘の状態に陥り、以後、現実認知及び現実検討力が著しく低下し、被害児童が要保護状態にあることを正確に認識することが困難な状態になっていたことを示しており、適法行為の期待可能性が著しく減退していた、(3) Aによる被害児童に対する暴行が被告人に対する心理的DVを構成しているため、その影響の程度を適切に評価するには、上記暴行を詳細に認定する必要があるが、原判決の認定はいまいである、(4) 被告人が、Aの被害児童に対する暴行を結果的に容認していた事実を認定し、直接暴行を加えておらず、暴行についてAと共謀せず、その一部を目撃したにすぎない被告人が相応の役割を果たしたと評価した原判決には、量刑に重大な影響を及ぼす事実の誤認があり、食事制限を主導したのはAであり被告人の関与は著しく低く、不保護の場面でも、被告人に被害児童を放置する意図はなかったものであり、被告人は従属的であった、(5) 被告人が改悛の情を深めていること等から、原判決の量刑は重すぎて不当であるとして控訴した。

【判旨】

控訴棄却(保護責任者遺棄致死罪、懲役8年)

訴訟手続の法令違反の主張については、「この問題は責任能力に関するものではなく、刑の量定に当たり事実関係を踏まえて法的に評価される非難可能性の程度を判断することに関するものであるから、専門家の知見を不可欠とするものではない。」とした。

量刑不当の主張(1)については、「原審関係証拠によれば、被告人は、2月上旬頃、Aに暴行をやめるよう言った出来事に続き、Aに離婚を持ち掛けたこと、被害児童の食事についてAの指示に従っていたが、足りないと思ったので、Aのいないときにご飯やパンを与えていたこと、Aが被害児童に課した午前4時の早起きも、実際には午前7時半頃起床していたのに、起床時刻をごまかしてメモに書き、Aに報告していたこと、同月27日頃に被害児童が嘔吐したことをAから聞き、Aに被害児童を

病院に連れて行きたいと伝えたこと、被害児童がご飯を食べたくないと言い出し、翌日も被害児童が嘔吐したとAから聞くとともに、その頃には被害児童の体重が約13キログラムまで落ち、同月28日の被害児童の体温も平熱（36度4分から36度5分）よりやや高い37度1分であったことを認識していたこと、3月1日頃には、被害児童が再び嘔吐し、被告人は、汚物で汚れた被害児童の身体を浴室で洗い流す際、その背中 of 辺りに傷があり、肌がガサガサしていて、あばら骨も浮き出ており、胸、足などの脂肪がなく痩せ細っていたのを見たこと、その頃、被害児童は一人で歩くことはできるものの壁に手を当てるような状態であったこと、被害児童がAの指示で毎日記載していた上記メモは同月27日が最後になっているところ、同月28日以降、Aは被害児童に強く記載を求めていること、3月2日には、被告人が、Aの存在が被害児童のストレスになると考えてAに外に出るよう伝え、Aが息子と共に外出したこと、同日午後になると、被害児童が一人で歩けず被告人が手を引いてトイレまで連れて行くような状態になるなど、被害児童の体調がますます悪化していったことが認められる。加えて、被告人は、2月27日に、被害児童を病院に連れて行きたいとAに告げた際、Aからあざが消えたら病院へ連れて行く旨言われ、これに従って3月2日に被害児童の心臓の鼓動が止まったことに気付くまで病院へ連れて行かなかった理由について、Aからの報復が怖かった旨述べる一方で、Aのみならず自分も逮捕されると考えた旨も述べている。このような事実によれば、Aによる心理的DVに基づく影響は、被告人の行動を支配するような、あるいは、被告人がAに逆らうことを全く許さないような強固なものではなかったと認められる。特に、2月27日頃以降は、Aが、これまでの対応と異なり、被告人の言を聞き入れるなどして被害児童と接する態度を見せていた上、被告人も、被害児童が痩せ細り食欲もなく嘔吐を続けているという重篤な状態に陥っていることを認識していたのであるから、被告人が、Aによる心理的DVに基づく影響があったとしても、母親として被害児童を助けるために同児に医療措置を受けさせるという行動を選択することは十分に可能であったと認められる。すなわち、被告人において、約3日間という一定の期間、適法行為の期待可能性が著しく減退した状態が継続し、被害児童に医療措置を受けさせることができなかったなどということはできない。結局、被害児童を保護しなかった被告人に対する非難の程度を量る上で、Aによる心理的支配の影響を考慮するにしても、

限界がある。」とした。

(2) については、「当裁判所が原審関係証拠から認められると指摘した諸事実、特に2月27日頃以降の事実関係によれば、被告人は、Aによる心理的DVに基づく影響があったとしても、同日頃以降の被害児童の重篤な状態を認識していたことが明らかである。そうすると、本件当時、被告人が、弁護人が主張するように急性ストレス反応による解離性健忘の状態に陥っていたとしても、上記の事実が認められる以上、被害児童が要保護状態にあることを被告人が正確に認識することが困難な状態になっていたことにつながるとはいえない。結局、被告人が浴槽閉じ込め事件を目撃した記憶を喪失していたことが、当審において明らかになり、本件当時、被告人の心理状態が、原審が前提としていたものより悪化していたとしても、被害児童が要保護状態にあることを正確に認識することが困難な状態であったとは認められないから、被告人の心理状態の悪化がAによる心理的DVに基づく影響の程度に関する原判決の評価を左右するものとはいえない。」とした。

(3) については、「原判決は、……Aによる被害児童に対する暴行を認定しているところ、……原判決が概ね指摘するとおり、Aの警察官調書抄本（中略）及び検察官調書抄本（中略）には、Aが、被害児童をしつけるために、2年くらい前から、被害児童の頭を平手で叩いたり足を足蹴りしたりする暴行を週に一、二回、多い時には2日に1回くらい続けていた旨、2月下旬頃（本件の数日前）、被害児童の顔面を何度も殴った旨の供述記載があるところ、死亡時の被害児童の全身に新旧混在する多数の皮下出血等があること（中略）や解剖等の写真からすると1回ではなく少なくとも数日から数週間にわたって受傷があったと考えられること（中略）は、上記供述記載に整合するものである。上記の限度でAによる暴行を認めた原判決に誤りはない。」とした。

(4) については、「被告人が、2月初旬頃に、Aによって被害児童の目の辺りがひどく腫れるような暴行が行われたことを目撃したのに、Aに対し「やめて」と言うのみでそれ以上の措置を講じず、同月下旬頃に被害児童の顔面の状態が悪化したことを認識しAによる暴行を疑ったもののAに追及等していないことなどから、被告人がAによる暴行を結果的に容認したことが認定できる。被告人も、外出から帰宅した際に、Aから、被害児童にいつもと変わらないしつけをしたと聞き、自ら『残念だね』と発言したことがあることなどを根拠に、Aによる暴行を分かって

いながら見過ごしていたという趣旨で、結果としてその暴行を容認した旨原審公判で自認しており、自ら上記認定を裏付ける供述をしている。そうすると、被告人は、Aの被害児童に対する暴行を結果的に容認し、被害児童が重篤な要保護状態になって以降は、被害児童の状況を認識しながら、約3日間にわたり、外出した時間帯を除き、被害児童の身近に居て、いつでも保護義務を尽くすことができる立場にあったのであるから、本件犯行に至る経緯のみならず犯行態様そのものにおいても、被告人が相応の役割を果たしたと評価することができる。……被告人が、被害児童と同居し、その身近に居たにもかかわらず、同児の体重が日々減少していくのを目の当たりにしても、同児に必要な食事を与えることをせず、同児が嘔吐するなどして衰弱した状態にあることを認識しながら、約3日間にわたり、その生存に必要な措置を講じなかったのであるから、その関与が低い、あるいは従属的であったとはいえない。」とした。

(5) については、「被告人が、原判決後も、被害児童を死なせてしまったことを深く反省し、贖罪のために、自分にできる活動に取り組む決意をしていること、その反省等の現れとして、自身のDV体験を綴った著書を出版し、その印税を原資に、DVや児童虐待の防止に向けた活動等をしている3つの団体に合計150万円を寄付したことが認められるが、この事情を踏まえても、原判決の量刑を左右しない。……結局、量刑不当の主張は理由がない。」とした。

③札幌2歳女児虐待死事件・札幌地裁令和2年10月16日判決

【事実の概要】

被告人Dは、交際相手のE及びその子F（当時2歳）と同居し、令和元年5月15日頃から同年6月5日頃までの間、頭部を多数回手拳または手で殴打する暴行を加え頭部全体にわたる皮下出血及び頭頂部の帽状腱膜下出血の傷害を負わせ、さらに同年5月15日頃から同月31日頃までの間にEと共に同児に必要な食事を与えず、かつ、前記の暴行のうち同月31日までに加えた暴行により同児に前記傷害の一部を負わせ、Eと共に同月31日頃から同年6月4日午後5時頃までの間、Fに対し、必要な食事を与えず、かつ、同児が前記傷害を負い、また、同年5月31

日頃までに同児が被告人以外の者の暴行を受けて顔面皮下出血、顔面・胸部上方・左肩部の二度の熱傷の傷害を負っていたことを知り、医師による治療等の医療措置を受けさせる必要があることを認識していたにもかかわらず、これを受けさせずに放置して、同時に多臓器不全を伴う低栄養状態に陥らせ、よって、同年6月5日午前5時40分頃、北海道札幌市所在の市立病院において、同児を衰弱により死亡させた。

なお、Fは死亡の2日程前から死亡の数時間前までの間に後頭骨等線状骨折等の傷害を生じ、この傷害は直接の死因ではないが脳機能や心機能を低下させて衰弱の程度を強め、死期を1日か2日早めたと判断され、6月上旬にこの傷害を負わせる暴行が加えられたと考えられるところ、本判決は、6月3日に被告人とEがけんかしたことを被告人とE双方が証言等しており、これが事実であるとすれば、腹いせに前記暴行を加えるきっかけは被告人のみならずEにもあるといえるとして、被告人の暴行によるものと認定しなかった。

【判旨】

有罪（傷害罪、保護責任者遺棄致死罪、懲役13年（求刑懲役18年））

罪名については、「被告人は、Fに生存のために必要な特定の保護を与えるべき立場にあり、Fがそれらの保護を必要とする状況にあったことを認識しながら、Eと一緒にになってその保護を与えなかったことは、常識に照らして間違いないと認められる。……以上の次第であって、判示の傷害、保護責任者遺棄致死の事実の限度で認定し、……傷害致死の事実とは認定できないと判断した。」とした。

量刑については、「被告人は、……本件居室でFと同居しその保護をDと共にになっていたうえ、同児を本件居室から外出させずに他者が保護する機会を奪っていた。それにもかかわらず、被告人は、……一連の虐待によって、同児を要保護状態に陥らせることに大きく関与した。また、当裁判所が認定した傷害罪についてみると、被告人は、2歳半と幼く言葉が十分発達しておらず相手を宥めたり他に助けを求めたりできない同児に対し、約2週間程の間に、継続的に多数回にわたりその頭部を手拳又は手で殴るという強度の暴行を加えており、生じた頭部皮下出血等も中等症と認められるものであるから、保護責任者遺棄致死罪の先行行為にとどまらない悪質さがある。

5月31日頃以降の不保護自体の態様等についてみると、5月31日未

明に被告人が被害児の頭部の外傷について病院に電話をした際に医師から受信を進められていた上、その頃の同児はすでに体重が急激に減少するなどしてかなり弱った状態であって、被告人において、同児が衰弱していることを十分認識できていた。また、被告人が加えた暴行によるとは認めたものではないが、……5月31日頃の時点で、要保護状況を形成する一因として生じていた顔面・胸部上方・左肩部の二度の熱傷及び顔面皮下出血の存在に被告人が気づいていなかったとも考えられない。それにもかかわらず、被告人は、Eと共に被害児を受診させず食事ほとんど与えず、本件居室内の一室に扉を閉めた状態で同児を放置し、時に自らは同児を本件居室に残したまま外出もした。その理由は、前記虐待の発覚を恐れた保身や遊興を優先することにあつたとしか考えられない。このような不保護の態様等は、自己の保身等の身勝手きわまりない動機に基づき、被害児の生存の確保を蔑ろにするという誠にむごいものであつて悪質である。

……被害児が死亡したという本件結果は誠に重大である。被害児は、一連の虐待によってかなり弱った状態となった後も、医療措置を受けることも必要な食事を与えられることもなく死亡した。幼い被害児が被った身体的苦痛は察するに余りあり、助けを求められないまま孤独の中で衰弱死した過程は憐れというほかない。

以上のとおり、本件各犯行に関する事情は極めて悪く、本件は同種事案（(処断罪)保護責任者遺棄致死、(動機)児童虐待）の動きつつある現在の量刑傾向の中では、最も重い部類に位置づけるのが相当である。

……その上で、被告人は本件各犯行を否認して不合理な弁解に終始し、何らの反省の態度もみられないこと、本件の性質・内容等に照らすと被告人に見るべき前科がない点を有利に斟酌することはできないことなども踏まえて、主文の刑に処するのが相当であると判断した。」とした。

④札幌2歳女兒虐待死事件・札幌地裁令和2年11月20日判決

【事実の概要】

被告人E（当時21歳）は、上掲③事件において、令和元年5月15日頃から同月31日頃までの間に、Dと共に、4月下旬頃から体重が減り始めていたFにその体重を維持するのに必要な食事を与えず同児の栄養状

態を悪化させ、かつ、5月15日頃から同月31日頃までの間に、FがDから暴行を受けてその頭部等に傷害を負うなどして、5月31日頃には、同児の生存に必要な食事を与え、その生存に必要な医師による治療等の医療措置を受けさせるという保護を与えることが求められる状況にあったにもかかわらず、Dと共謀の上、5月31日頃から6月4日午後5時頃までの間、Fに対し必要な食事を与えず、かつ、その生存に必要な医師による治療等の医療措置を受けさせずに放置し、同児を多臓器不全を伴う低栄養により衰弱した状態に陥らせ、よって、同月5日午前5時40分頃、北海道札幌市所在の市立病院において、同児を衰弱により死亡させた。

【判旨】

有罪（保護責任者遺棄致死罪、懲役9年（求刑懲役14年））

保護責任者遺棄致死罪の成否については、「被告人とDは、いずれもFの衰弱の原因となる低栄養状態と外傷の存在を認識した上で、前記のとおり、5月31日以降もFの生存に必要な食事を与えたり、医師による治療等の医療措置を受けさせたりしなかったのであるから、Fが生存のために必要な特定の保護を必要とする状況にあったことを認識しながら、一緒になってその保護を与えなかったものと認められる。」として成立を認めた。

量刑については、「被害児の食事の世話は主に被告人がしていたのであるから、要保護状況の形成に対する被告人の関与は大きい。被害児の安否を気遣う被告人の母親や一時気利用していた保育園等、育児の支援を受けられる機会があったにもかかわらず、これらの支援を受けようともせず、時には被害児を本件居室に一人残してDと長時間にわたり外出するなど、被害児の健康状態を顧みないまま、Dとの関係や遊興を優先していた点は、余りに無責任というほかない。5月31日頃以降の不保護の態様を見ても、被告人は、被害児が一見して痩せ細っている様子や、頭部全体にわたる皮下出血、広範囲にわたる熱傷等、短期間のうちに不自然なほどに多数の外傷を負った状態にあることを認識しながら、被害児の生存に必要な食事を与えるという最も基本的な責務を果たさなかったほか、同児に医師の診察を受けさせるという容易に履行可能な措置を講じなかったものである。このように、本件不保護の態様は、被害児の生存の確保を蔑ろにする誠に悪質なものである。また、被害児が死亡し

たという本件結果は誠に重大である。幼い被害児が被った身体的苦痛は察するに余りあり、助けを求められないまま孤独の中で衰弱死した過程は憐れというほかない。

以上のとおり、本件の犯情は相当に悪く、同種事案（(処断罪) 保護責任者遺棄致死、(動機) 児童虐待）の近時、動きつつある量刑の傾向の中でも、本件はかなり重い部類に位置づけられる。ただし、最も重い部類に属するものは、不保護に加えて、傷害や逮捕監禁等の虐待に関連する別の犯罪事実等が認定されている事案であるから、飽くまで不保護についての刑事責任が問われている本件について、最も重い部類や過去の上限より一段重い部類に位置づけるのが相当であるとか、被害児の傷害の一部につき刑事責任を問われたDより被告人の責任が重いとする検察官の意見に与することはできない。

……被告人が不合理な弁解に終始しており、自らの過ちを真摯に振り返る姿勢がうかがわれない点は、相応に非難されるべきであるが、当時若年である被告人の未熟さや想像力の乏しさが本件の不保護の態様や被告人の現在の態度にも影響しているとみられる面があることも踏まえ、主文のとおり刑を量定した。」とした。

【評釈】

1 前掲4件の判決はそれぞれ、目黒女児虐待死事件（①②事件）、札幌2歳女児虐待死事件（③④事件）に関するものである。両事件はいずれも、女とその実子である被害児童が男と同居していたところ、男が被害児童に直接暴行を加えて負傷させ、さらに食事を制限し低栄養状態に陥らせて衰弱死させたが、女も男の虐待を容認し、被害児童に十分な食事を与えたり、医療措置を受けさせることをしなかったという点で共通する。男と女、被害児童の関係についても、①②事件では男と女が婚姻しており、従って被害児童は女のいわゆる連れ子であったのに対し、③④事件では男と女が交際中の同棲相手にとどまるものの、いずれも女と被害児童は実の親子で、男と被害児童には血縁関係がなかった点が共通している。処断罪についても、男は傷害罪（刑204条）と保護責任者遺棄致死罪、女は保護責任者遺棄致死罪に問われた点で共通し、量刑も男は①③事件とも懲役13年（なお、①事件は、大麻取締法違反（所持）について、「量刑傾向における本件の位置付けを動かすものではない」と判示している。）、女は②事件で懲役8年、④事件で懲役9年と近い。以上か

ら、近年頻発し重大な社会問題となっている児童虐待について検討するうえで、両事件の比較検討は意義あるものと考えてる。

上掲判例についてとくに問題とすべき点としては、以下が挙げられる。

2 第1は、実子ではない児童と同居する男が児童を虐待死に至らしめた場合の、保護責任者遺棄（不保護）致死罪の主体として保護義務を負う、保護責任者の保護責任の発生根拠をどこに求めるべきかという点である。

従来の判例は、同罪における保護責任の発生根拠を、法令、契約、事務管理（とくに引受行為¹⁾）、慣習、条理（とくに先行行為²⁾）に求めている。

法令を根拠としたものとして、最判昭和34年7月24日刑集13巻8号1176頁は、被告人が交通事故により被害者に重傷を負わせ、これを自動車に乗せて現場から移動し、被害者を降雪中の薄暗い車道上に放置したものの、被害者は死亡に至らなかった事案について、「自動車の操縦者が過失に因り通行人に前示のような歩行不能の重傷を負わしめながら道路交通取締法、同法施行令に定むる救護その他必要な措置」を講じなかったとして、業務上過失致傷罪（刑211条）、保護責任者遺棄罪（刑218条）、救護義務違反罪（道交72条前段）の成立を認めた。道交法上の救護義務を根拠とする点で、法令に基づく作為義務を認めたと思われる³⁾。もっとも、この判決については、道交法上の義務違反と過失により傷害したという先行行為、さらに「単に一度乗せた」という事務管理としての引受行為が存在したから、保護責任者遺棄罪の成立を認めたとみるべきとの主張もある⁴⁾

1) ここでいう事務管理は民法上の事務管理と異なり、そのみでは保護責任を必ずしも発生させるものではないが、行為者の引受行為は、保護責任の実質的な発生根拠として機能すると解される。

2) 先行行為を条理に含めて分類するものとして、大谷實『刑法講義各論』（新版第5版・2019年）80頁、前田雅英『刑法各論講義』（第7版・2020年）67頁、山口厚『刑法各論』（第2版・2010年）36頁、高橋則夫『刑法各論』（第3版・2018年）35頁。条理に含めず別個独立した発生根拠として分類するものとして、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論』（第7版・2018年）33頁。

3) 西田（橋爪補訂）・各論33頁、山口・前掲書36頁、高橋・前掲書35頁。

4) 大谷・各論80頁、前田・前掲書67頁。

契約を根拠としたものとして、大判大正5年2月12日刑録22輯134頁は、被告人甲の内縁の妻であった被告人乙が、丙（当時2歳）と養子縁組したものの、甲と丙との間には私法上何等の法律関係もないところ、甲乙が丙に不適当かつ不十分な食物を与えたり、屋外土間で犬の側で寝させる等して栄養障害を生じさせた事案について、「刑法第二百十八条第一項ニ所謂老幼者不具者又ハ病者ヲ保護スヘキ責任アル者トハ必スシモ所論ノ如ク法令上扶養ノ義務ヲ負セル者ノミニ限ルノ趣旨ニアラスシテ契約其他ノ事由ニ依リ之ヲ保護スヘキ責任アル者ヲ包含ス」として、甲乙兩名につき保護責任者遺棄罪の成立を認めた。

事務管理を根拠としたものとして、大判大正15年9月28日刑集5巻387頁は、芸妓周旋業者の被告人甲が酌婦乙の仕替方を依託され、隣家に乙を預けて仕替先を探したものの見つからず、さらに乙は腎臓炎、梅毒症に罹患しており大小便を漏らしたため隣家から自宅に引き取り同居したが、乙の病勢が重くなったため裏手物置小屋に移しわずかな食事を与えて放置し衰弱死させた事案について、「病者ヲ引取り自宅ニ同居セシメタル場合ノ如キ其ノ引取主ハ之ヲ引取ル義務ナカリシトキト雖一旦之ヲ引取り自宅ニ同居セシメタル以上ハ病者カ其ノ保護ヲ受クルノ要ナキニ至リ又ハ其ノ保護ヲ爲ス者アルニ至ルマテハ法律上繼續シテ保護スヘキ義務アルモノト論定スルコト民法事務管理ノ法理ニ照シ正當ナリト認ム」として、保護責任者遺棄致死罪の成立を認めた。

慣習を根拠としたものとして、大判大正8年8月30日刑録25輯963頁は、雇主である被告人甲が土工夫である乙ら雇人を自宅の土工部屋に収容して同居していたところ、乙を含む雇人5名が流行性感冒に罹患、さらに乙が急性肺炎を併発し、これに対し被告人が5名を同時に突然解雇して土工部屋を立ち去らせ、乙が急性肺炎により死亡した事案について、「雇主カ雇人ト同居スルノ一事ニ因リ當然雇主ハ同居中疾病ニ罹リタル雇人ヲ保護ス可キ法律上ノ責任アリト云フコトヲ得サルコト所論ノ如シト雖モ雇主及ヒ同居雇人間ノ關係ニシテ或ハ一般慣例ニ從ヒ或ハ當事者間ノ默契ニ依リ雇主ニ於テ叙上ノ保護ヲ加フヘキ義務ヲ負ヒタル場合ニ於テハ法律上ノ保護責任ヲ認ムヘキ」として、保護責任者遺棄致死罪の成立を認めた。

条理を根拠としたものとして、東京地判昭和48年3月9日判タ298号349頁は、夫と不仲になった被告人甲が、子の乙（当時3歳3か月）を連れて夫の元同僚の被告人丙と同棲生活を始め、甲丙はできれば正規

の婚姻手続きをとりたいと考え、共謀して、結婚生活の障害となった乙を高速道路の路側外側のり面に置き去りにした事案について、「甲と同棲関係に入つてすでに数日とはいえ共同生活を営んでいる丙は、右甲の連れ子である乙に対し、条理上ないし社会通念上これを保護すべき責任を有するに至つたと解するのが相当である。」として、甲丙両名につき保護責任者遺棄罪の成立を認めた。

そして①判決は、Aの暴行・傷害行為を「保護責任者遺棄致死罪における要保護状態を形成した先行行為」と位置づけたうえで、「その態様の悪質さと結果の重さに照らせば、前記先行行為として考慮し尽くせないから、独立の量刑事情として評価する必要もある。」「傷害の点を前記先行行為としての考慮を超えて独立の量刑事情として評価する必要もある。」とする。これは、先行行為を保護責任の発生根拠とし、さらに「考慮し尽くせない」分を傷害罪にて考慮する趣旨かと思われる。③判決も、Dの暴行・傷害行為を「保護責任者遺棄致死罪の先行行為」と位置づけたうえで、「保護責任者遺棄致死罪の先行行為にとどまらない悪質さがある。」とするから、「とどまらない」部分を傷害罪にて考慮するという、①判決と同様の趣旨かと思われる。一方、被害児童の実母である女の保護責任の発生根拠について、②④判決はかならずしも言及していないが、①③判決のように先行行為が挙げられていないことからすると、法令すなわち民法第820条に規定される親権者の監護義務を発生根拠とする趣旨かと思われる。

本件類似の児童虐待事案では、他にも、甲が内妻の乙、乙の子丙（女、当時9歳）とともに居住していたところ、甲が「しつけ」と称して丙を殴打して、必要十分な食事を与えず、寝具もなしに台所等で寝かせるなどの虐待を加え、乙もこれに同調し、医師の診察などの医療措置を受けさせず丙を衰弱死させた、いわゆる西淀川虐待死事件について、甲を被告人とする大阪地判平成22年8月2日（2010WLJPCA08029001）が「丙に対する各種暴力や食事及び睡眠の与え方等については、おしなべて『しつけ』の範疇からおよそ逸脱したものであり、虐待と評価すべきものである。……被告人は、虐待という先行行為により、丙をして保護を要する状態に陥らせたということが出来る」として、甲については先行行為を根拠とした保護責任者遺棄致死罪等の成立を認めた（懲役12年）。さらに上掲事案の乙を被告人とする大阪地判平成22年7月21日（2010WLJPCA07219005）は「被告人は、……甲と意思を通じ合つて、判

示の虐待を加えていたと評価するのが相当であり、被告人は、この先行行為によっても、丙に対する保護義務を負っていたというべきである。」とし、さらに「被告人は、丙の実母であることからしても同児を保護する重い責任があったといえる」として、先行行為に加えて「実母であること」を根拠とした保護責任者遺棄致死罪の成立を認めた（懲役8年6月）。明言されてはいないが、「実母であること」を根拠としたのは、おそらくは②④判決と同様の、民法上の親権者の監護義務、すなわち法令を発生根拠とする趣旨かと思われる。

もっとも、①③判決のように、被害児童と親子関係にない男の保護責任の発生根拠を、先行行為としての暴行・傷害行為に求める解釈が妥当かは疑問もある。①③いずれの事案も、男と被害児童との間に血縁関係がなく、少なくとも③事件では養子縁組もされていないから法令、契約による保護責任を認めることはできない。男と母子の同居の経緯に照らせば、事務管理による保護責任を認めることも困難であろう。慣習による保護責任は、そもそも上掲大判大正8年8月30日以外に肯定した判例が皆無である。そのため、①③判決や上掲大阪地判平成22年8月2日は、条理に含められる先行行為を、男の被害児童に対する保護責任の発生根拠としたのであろう。しかし、それでは、男が被害児童に暴行・傷害を行わずに、食事を与えないなどの不作為の虐待に出た場合に、保護責任者遺棄罪の成立を認めることが困難になってしまう。あるいは不作為の虐待行為自体が先行行為となると解する余地があるように見えるかもしれないが、保護責任者の不作為に関する保護義務違反を、その不作為自体を先行行為と解して根拠づけるというのは論理的に妥当と思われない。さらに、①③判決とも、暴行・傷害が保護責任者遺棄致死罪の先行行為を超えた悪質性を有しているとして、これを量刑事情として考慮する旨述べている。保護責任者遺棄致死罪の先行行為を超えるというのであれば、これは①③両判決で罪名にある傷害罪の量刑として考慮されることとなろう。言い換えれば、①③判決にて被告人が行った執拗な暴行・傷害は、保護責任者遺棄致死罪の先行行為として評価されたことで、傷害罪に限っていえば違法性・責任が割り引かれて量刑も逡減されることになるように思われるが、これを妥当と言ってよいかは疑問が残る。

保護責任の発生根拠を法令、契約、事務管理、慣習、条理（先行行為）のいずれかの形式に分類して認める判例の立場につき、学説上は異論も

ある。西田教授は、不真正不作為犯の保障人説に関する作為義務の発生根拠を、法令、扶養契約や養子契約等の契約、一般規範としての先行行為・条理のいずれかに求める形式的三分説⁵⁾に対し、条理の内容が不明確である⁶⁾などと批判する。そのうえで、保護の引き受け、ひき逃げのように、結果に向かう因果関係を事実上支配する関係がある場合になされた不作為につき、作為と同価値とみて作為義務を肯定する排他的支配領域性説を主張される⁷⁾。本説によれば、不作為者が自ら保護を引き受けるなど、意思に基づいて「排他的支配」を獲得した場合には、作為義務を肯定し不作為犯の成立を認める。一方、不作為者宅の玄関内に赤ん坊が置き去りにされていたなど、意思に基づかないものの客観的な「支配領域性」が肯定される場合には、不作為者と客体との間に親子関係等、規範的要素を考慮した「社会継続的な保護関係」がある限りにおいて作為義務を肯定し不作為犯の成立を認める⁸⁾。そして西田教授は、不真正不作為犯の作為義務のみならず、保護責任者遺棄罪における保護責任の発生根拠についても、遺棄が積極的に要扶助者の生命の危険を創出する行為だとすれば、不保護の主体である保護責任者も、すでに存在する要扶助者の生命の危険を支配しうる地位にある者に限定されるべきであるとして、排他的支配領域性説を適用する。具体的には、要保護者の生命の危険について支配的地位にある行為者が、その地位を自身の意思に基づいて獲得した場合には保護責任が肯定される。一方、当初から保護の意思なく分娩した母親が嬰兒を放置して死亡させたなど、意思に基づかないで支配的地位を獲得した場合は、行為者と要扶助者との間に「一定の生活共同体から生ずる社会生活上の継続的な保護関係」があるかを問い、これがある場合にのみ保護責任が肯定されるとする⁹⁾。

思うに、行為者と要保護者が親子関係にある場合の処理については、形式的三分説に拠り、民法を参照して法令による作為義務を肯定することに、必ずしも合理性がないわけではなかろう。そもそも法令による作

5) 大谷『刑法講義総論』（新版第5版・2019年）134頁。

6) 西田（橋爪補訂）『刑法総論』（第3版・2019年）129頁。

7) 西田「不作為犯論」芝原邦爾他編『刑法理論の現代的展開—総論Ⅰ』（1988年）89頁以下、西田（橋爪補訂）・総論132頁。

8) 西田（橋爪補訂）・総論128頁。

9) 西田（橋爪補訂）・各論34頁。

為義務は法規範にかなうものとして肯定しうるし、実質的根拠を挙げる必要があるならば、もととなる法令の趣旨等を参照すれば足りる。民法第 820 条は「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定する。これは包括的・抽象的な身上監護権を規定するもので、権利であると同時に義務であるとされるが、不履行に対して履行の強制が可能な義務ではないため、「社会的責務」とでもいうべきものであるとされる¹⁰⁾。すなわち、親権者と子の関係は、民法上はその社会的関係が重視される点で、実際には刑法上の排他的支配領域性説の「社会生活上の継続的な保護関係」と共通するところが多いといえる。であれば、排他的支配領域性という、法律上の規定がない概念を用いるのではなく、「法令」としての民法第 820 条を参照して保護責任を肯定する方が妥当ではないか。

さらに、契約による保護責任についても、もととなる契約関係が民法上保護されるものである以上は、法令に基づく作為義務と同様に、民法上の規範を参照してこれを肯定することができよう。排他的支配領域性説からも、債権者と債務者との関係を「社会継続的な保護関係」と解しうることには照らせば、契約による作為義務を積極的に肯定する結論への弊害は少ない。

それでは、先行行為を含む条理についてはどう解すべきであろうか。これに対しては、曖昧であるとの批判を回避することは困難であるし、そもそも上記のように先行行為なき虐待について保護責任者遺棄罪の成立を認め得ないという結論も妥当とは思われない。従って、これを除き、代わりに排他的支配領域性説のいう「排他的支配」による作為義務を認めることで、妥当な結論を導きうるのではないかと考える。そうであれば、①③さらに西淀川虐待死事件に関する大阪地判平成 22 年 8 月 2 日についても、被告人である男について、同居開始時から生じる排他的支配による保護責任を認めることができる。以上から、法令、契約、排他的支配により作為義務を認める、新たな三分説を提唱する。このように解することで、不作為の虐待と作為の暴行・傷害の法的評価を分け、傷害を含む児童虐待事案について、傷害の結果を保護責任者遺棄・同致死罪から分離して評価し量刑に反映させて、悲惨な結果に妥当する重い量刑を導くこともできるのではないかと思料する。

10) 内田貴『民法Ⅳ親族・相続』（補訂版・2008 年）211 頁。

3 第2は、このような事案に関して、男が懲役13年、女が懲役8～9年という量刑がはたして妥当かという点である。保護責任者遺棄致死罪の法定刑は傷害致死罪（刑205条）と同じ「3年以上の有期懲役（上限20年）」であるが、殺人罪（刑199条）の一步手前というべき傷害致死罪と比べて、保護責任者遺棄致死罪の量刑はやや軽い傾向にある。上記したように、目黒女児虐待死事件の①判決、札幌2歳女児虐待死事件の③判決はいずれも、男は懲役18年の求刑に対して懲役13年であった。傷害を伴った保護責任者遺棄致死罪の現在の量刑相場は「極めて悪い」犯情であっても、「最も重い部類のもの」として、13年が相場ということになる。同様の事案であった西淀川虐待死事件に関する大阪地判平成22年8月2日では、男は懲役17年の求刑に対し懲役12年であったから、およそ10年を経て量刑相場が1年重くなったとして好意的に捉える向きもあるかもしれないが、事件の悲惨さ、結果の重大さ、社会への影響を考えるとまだ不足であるようにも感じられる。

一方、被害児童の母親は、男と異なり格別の暴行・傷害に出ておらず、問題となる行為は、食事を与えたり、医師による医療措置を受けさせなかった不保護にとどまる。そのため、保護責任者遺棄致死罪の量刑が、男と異なり軽くなるのは理解できる。目黒女児虐待死事件の母親の量刑が札幌2歳女児虐待死事件と比べてやや軽いのは、それぞれの事件での母親の反省の有無及び程度によるものであろう。しかし、殺意はないが子に食事を与えず死亡させた場合に、保護責任者遺棄致死罪が成立するのはよしとしても、同じ法定刑を持つ殺人罪の一步手前というべき傷害致死罪より、量刑を低くすることにそもそも疑問がある¹¹⁾。外傷による死亡と比較し、食事を与えられなかったことによる衰弱死の方が犯情が軽いとは言えまい。苦痛については、後者の方が遥かに長く続くのである。保護責任者遺棄致死罪の法定刑が傷害致死罪と同じであることの意義を、児童虐待死事件が相次ぐ今こそ想起すべきではないか。

4 第3は、①②③④事件及び西淀川虐待死事件のいずれも、男が「しつけ」の名目で虐待を行い、母親もそれに同調したところ、「しつけ」としての民法上の懲戒権の行使がどこまで許容されるべきかという点であ

11) 殺意をもって子に食事を与えず餓死させた場合に、不作為の殺人罪が成立することは言うまでもない。

る。上記の事件はいずれも、男は被害児童の親権者ではなかったが、男の「しつけ」が、それへの親権者たる母親の同調により懲戒権行使の性質を帯びる可能性もなくはない。そのため、親権者に許される懲戒権行使の限界を画定しておく必要があるように思われるのである。

かつての民法第 822 条第 1 項は、「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。」と規定していた¹²⁾。この規定からは、親権者が子に対して懲戒としての体罰、刑法的に言えば暴行、傷害、逮捕・監禁、脅迫等の行為に出ることが正当化されるようにも見えるが、無制限の懲戒が正当化されるわけではなく、実際には「必要な範囲内」を逸脱する懲戒は権利の濫用にあたり不法行為ないし犯罪を構成すると考えられていた。しかし、民法第 822 条が児童虐待を正当化する口実となっていたとの指摘を受け、平成 23 (2011) 年に同条は民法第 820 条とともに改正され、民法第 822 条は「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」、民法第 820 条は従前の「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」との規定が「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と改められた。これにより懲戒権は、「子の利益のため」との目的で、「子の看護及び教育に必要な範囲内」で行われるときにのみ正当化されるものと明言されるに至った。

しかし、なおも悲惨な児童虐待事件が相次ぎ、これへの対応として、令和元 (2019) 年に以下 2 法に関する改正法が公布され、令和 2 (2020) 年 4 月に施行された。児童虐待の防止等に関する法律 (以下「虐待防止法」) 第 14 条第 1 項は、従前の「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。」との規定が「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」と改められ

12) 当時の民法第 822 条第 2 項は「子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。」と規定し、第 1 項とともに懲戒場による懲戒を前提としていた。

た。これにより平成23年改正後の民法第820条、第822条で示された「監護及び教育に必要な範囲」を超える懲戒権行使の禁止が、虐待防止法においても反映された。さらに改正児童福祉法附則第7条第5項は「政府は、この法律の施行後二年を目途として、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十二条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とし、民法第822条の規定する懲戒権そのものについてもその在り方を検討する必要があることが明言された。具体的には、法制審議会民法（親子法制）部会第6回会議（令和2年2月4日）では、民法第822条について、以下の見直し案が示されている。

甲案 民法第822条を削除する。

乙案 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を訓育〔その子の人格を尊重した訓育を〕することができる（注1）。

丙案 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に際して、子の人格を尊重するとともに、体罰を加えてはならない（注2）。

（注1）「訓育」という用語のほか、「教導」、「訓戒」という用語にすることも考えられる。

（注2）乙案と丙案を併用し、「訓育」の語を用いた上で、更に体罰を禁止する旨の規定を設ける案なども考えられる。

思うに、万引き、いじめ等、刑事責任年齢に達していれば犯罪となりうる行為をした子に対し、親権者が一定の懲戒ないし訓育をして矯正することまで、全面的に否定することが妥当かは、程度にはよるものの受け入れがたいのではないか。さらに、上記の見直し案では「教導」「訓戒」「訓育」などの行為概念が提示されているものの、いずれを採用したとしても、「懲戒」との相違を具体的に定義できるかも問題となろう。仮に子が非行に走ったとしても、その懲戒として、十分な食事を与えることと、

医師による診察などの医療措置を受けさせることを、親権者が怠るというのは妥当でなかろう。従って、この2点の不作为を「懲戒」「訓育」の内容から明確に排除したうえで、そこから懲戒権の限界を模索していくべきではないかと考える。